

項番	掲載場所	改定前	改定後
1	表題	共同 CMS 利用規定 (2023 年 7 月改定)	共同 CMS 利用規定 (2024 年 10 月改定)
2		なし	共同CMS利用規定(以下「本規定」といいます)、「共同CMSサービス」(以下「本サービス」といいます)について当行所定の申込その他の手続を行った法人につき、当行が本サービスの利用を承諾し所定の手続(以下、かかる手続が完了した法人または個人事業主を「契約者」といいます)を行い、本サービスを提供するに際しては、当行と契約者との間において本規定が適用されるものとします(なお、契約者および当行間において締結される本規定に基づく本サービスの利用に関する契約を、以下「本利用契約」といいます)。本規定に記載の本サービスの内容については、契約者の申込内容によっては一部制限される場合があります。
3	1.共同CMSの内容	この規定でいう共同CMSとは、当行と株式会社NTT データ(以下「当社」といいます)に対し所定の申込み手続を完了し、その双方の基準に適合した方(以下「利用者」といいます)と当行とが、当社が運営する共同CMSセンター(以下「CMSセンター」といいます)を経由して当行との取引に関するデータを通信回線を通じて授受するサービス(以下「本サービス」といいます)をいいます。	本規定でいう共同CMSとは、当行と株式会社NTTデータ(以下「当社」といいます)に対し所定の申込み手続を完了し、その双方の基準に適合した方(以下「利用者」といいます)と当行とが、当社が運営する共同CMSセンター(以下「CMSセンター」といいます)を経由して当行との取引に関するデータを通信回線を通じて授受するサービスをいいます。
4	9. 免責事項	9. 損害負担等 本サービス利用に関し、天災・火災・騒乱等の不可抗力または通信回線の故障その他当行の責に帰すことのできない事由により連絡が不能または遅延することがあっても当行は責任を負いません。	(1) 印鑑照合 契約者が届けた書面に使用された印影を、当行が届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱を行った場合は、それらの書面または印影につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。 (2) 記録の保存 本サービスを通じてなされた契約者と当行間の通信の記録並びに電子文書等は、当行所定の期間に限り当行所定の方法・手続によって保存するものとします。当該期間経過後は、当行がこれらの記録・電子文書等を消去したことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。 (3) 情報の開示 法令、規則、行政庁の命令等により本サービスに関わる情報の開示が義務付けられる場合(当局検査を含みます)、当行は契約者の承諾なくして当該法令・規則・命令等の定める手続に基づいて情報を開示することがあります。当行が当該情報を開示したことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。 (4) その他 ①当行は、所定のブラウザソフトの内容、状態、機能、作用等について、契約者に対して、何らの保証をするものではありません。 ②当行は、契約者に対して、本サービスへの接続、利用が妨げられないこと、障害が発生しないことを保証するものではありません。 ③当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、本サービスを利用したことについては、契約者が一切の責任を負うものとし、当行は責任を負いません。なお、当行に故意または重大な過失がある場合を除き、当行の責めに帰すべき事由がある場合における当行の損害賠償責任は、純粋に当該事由に起因して現実に発生した直接損害に限るものとし、当行は、逸失利益、間接損害、特別損害、その他契約者に生じる直接損害以外の一切の損害について損害賠償等の責任を負いません。 ④本規定の他の条項にかかわらず、災害、事変、裁判所等公的機関の措置、通信業者やその他の第三者のあらゆる誤った取扱等、当行の責めに帰さない事由によって、当行が本サービスの提供を行わなかった場合、もしくは誤って提供した場合、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。 ⑤当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、契約者が本サービスを契約者自身が占有・管理する端末により利用しなかったことによって生じた損害について、当行は責任を負いません。
5	12. 解約等	契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも、本利用契約を解約することができるものとします。この場合、契約者への通知の到着のいかにかわらず、当行が解約の通知を契約者の予め届け出た住所へ発信した時に本利用契約は解約されたものとします。(但し、⑦号に該当する場合には、当行は契約者に通知することなく、本利用契約を解約することができるものとします) ①手形交換所またはこれに準ずる電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合 ②支払の停止もしくは破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申し立てがあった場合、契約者の財産について仮差押、保全差押、差押または競売手続開始があった場合 ③前記 12.①及び②の他、契約者の信用状態に重大な変化が生じたときと当行が判断した場合 ④解散その他営業活動を休止した場合 ⑤手数料等を 2 ヶ月連続して支払わなかった場合 ⑥本サービス申込に際する届出その他の本規定に定める届出(変更の届出を含みます)につき、届出または記載の懈怠があること、または記載内容に誤りがあることが判明した場合 ⑦1年以上の当行が相当と認める期間、本サービスの利用がなかった場合(但し、前記 11.に定める手数料等を継続して支払っている場合を除きます) ⑧本サービスが法令等(マネー・ロンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます)や公序良俗に反する行為に利用され、またはその恐れがあると当行が判断した場合、および犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当行が判断した場合 ⑨本規定の他、契約者が当行との間に締結している約定・契約に違反した場合等、当行が解約を必要とする事由が生じた場合	(1) 解約方法 本利用契約は当事者の一方の都合で、当行所定の方法で相手方に通知することによりいつでも解約することができます。解約の通知は、当行所定の方法によるものとします。 (2) サービス利用口座の解約 サービス利用口座が解約されたときは、その口座に関する本利用契約は解約されたものとみなします。 (3) サービス中止事由 契約者に以下の各事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく本利用契約の効力の全部または一部を中止することができるものとします。 ①3ヵ月以上にわたり本サービスの利用がない場合。 ②契約者が当行との取引約定に違反した場合等当行がサービス中止を必要とする相当の事由が生じた場合。 (4) サービス解約事由 契約者に以下の各事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく本利用契約を解約することができるものとします。 ①手形交換所またはこれに準ずる電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合。 ②支払いの停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申し立てがあった場合、契約者の財産について仮差押、保全差押、差押または競売手続開始があった場合。 ③前記12.(4)①及び②の他、契約者の信用状態に重大な変化が生じたときと当行が判断した場合。 ④解散その他営業活動を休止した場合。 ⑤前記11に定める手数料等を2ヵ月連続して支払わなかった場合。 ⑥申込書または本規定に定める届出(変更の届出を含みます)につき、届出または記載の懈怠があること、または記載内容に誤りがあることが判明した場合。 ⑦本サービスが法令等(マネー・ロンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます)や公序良俗に反する行為に利用され、またはその恐れがあると当行が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当行が判断した場合。 ⑧契約者が当行に届け出た事項(本サービスに関連して届け出た事項に限られません)の全部または一部につき、虚偽もしくは不正があることもしくは第三者によるなりすましがあつたことが判明した場合またはそれらの疑いがあると当行が判断した場合。 ⑨契約者が当行に預託した資産(本サービスに関連して預託した資産に限られません)の全部または一部につき、犯罪行為によるなど不正に取得した疑いがあると当行が判断した場合。 ⑩本規定の他、契約者が当行との間に締結している約定・契約に違反した場合など、当行が解約を必要とする事由が生じた場合。 ⑪1年以上の当行が相当と認める期間、本サービスの利用がなかった場合(但し、前記11に定める手数料等を継続して支払っている場合を除きます)。 ⑫相統の開始があった場合。 ⑬当行が、契約者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、契約者に対し、各種確認や資料の提出等を求めたにもかかわらず、契約者が当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じて取れない場合。
6	14. サービスの停止及び廃止	なし	当行は、90日前の事前の通知(当行ホームページへの掲載、その他相当の方法で契約者に公表することも含むものとします)をもって本サービスの一部もしくは全部を停止し、または廃止することができます。ただし、緊急やむをえない場合、当行はこの期間を短縮できるものとします。この場合、契約者は当行に対しいっさいの異議を述べず、かつ本サービスの一部もしくは全部の停止または廃止によって生じた損害については、債務不履行、不法行為、不当利得その他の請求の原因を問わず、その賠償の請求を行わないものとします。
7	16. 規定等の準用	本規定に定めのない事項については、ご利用口座にかかる各種規定、振込規定、口座振替規定により取扱います。	本規定に定めのない事項については、利用口座にかかる各種規定、振込規定、三井住友銀行の総合振込・給与(貸与)振込・個人地方税納付データ伝送サービス利用規定、口座振替規定により取扱います。
8	17. 規定の変更	(1) 当行は本利用規定の変更が必要であると判断した場合には、当行ホームページへの掲載等、その他相当の方法で契約者に変更内容を公表することにより、本利用規定の内容を変更できるものとし、変更後の本利用規定は公表の際に定める1週間以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。契約者は、公表された内容に同意しない場合には、公表の際に定める、1週間以上の当行が相当と認める期間内にその旨を当行に通知するものとします。当行がこの変更と同意しない旨の通知を受領しない場合には、変更と同意がない旨の通知を受領しない場合には、変更と同意がない旨の通知があった場合には、当行は事前に通知することなく本契約を解約することができるものとします。 (2) 本利用規定が店頭配備の申込帳票その他の書面に印字されている場合には、最新の本サービス、本利用規定の内容を反映していないことがあります。そのため、契約者は、本サービスの申込みおよび本サービスの利用にあたり、事前に当行ホームページに掲載された最新の本利用規定をご確認ください。	(1) 当行は本規定の変更が必要であると判断した場合には、当行ホームページへの掲載等、その他相当の方法で契約者に変更内容を公表することにより、本規定の内容を変更できるものとし、変更後の本規定は公表の際に定める1週間以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。契約者は、公表された内容に同意しない場合には、公表の際に定める、1週間以上の当行が相当と認める期間内にその旨を当行に通知するものとします。当行がこの変更と同意しない旨の通知を受領しない場合には、変更と同意があったものとみなします。また、変更と同意しない旨の通知があった場合には、当行は事前に通知することなく本契約を解約することができるものとします。 (2) 本規定が店頭配備の申込帳票その他の書面に印字されている場合には、最新の本サービス、本規定の内容を反映していないことがあります。そのため、契約者は、本サービスの申込みおよび本サービスの利用にあたり、事前に当行ホームページに掲載された最新の本規定をご確認ください。
9	18. 権利・義務の譲渡・買入の禁止	なし	契約者は、本利用契約上の権利または義務の全部または一部を他人に譲渡、買入その他の処分をしてはならないものとします。
10	19. 準拠法と管轄	なし	本規定は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとします。本規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行の本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。